

eo セキュリティーパック利用規約

株式会社ケイ・オブティコム

平成 29 年 7 月 1 日制定

第 1 章 総則

(本規約の目的)

第 1 条 本規約は、株式会社ケイ・オブティコム（以下「当社」といいます）が提供する「eo セキュリティーパック」（以下、「本サービス」といいます）について定めます。

2 本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲、変更および通知)

第 2 条 本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含み、以下同じとします）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

3 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、契約者に通知します。本規約の変更は、契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

4 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

第 2 章 本サービスの提供

(提供するサービス)

第 3 条 当社は、契約者に対し、以下に定めるサービスをパックにて提供します。

区分	単位	備考
(1) マカフィー® マルチアクセス (総合セキュリティソフト)	1 ライセンス (5 クライアントまで)	利用可能な端末または OS は ソフトウェアの製品仕様に準 じます。

(2) 電子メール機能	5 メールアドレス (基本 1 メールアドレス + 追加 4 メールアドレス)	利用には別途申込が必要となります。
(3) メールウイルスチェック機能	5 メールアドレスまで ((2) のメールアドレス に限ります)	本サービスの契約中に利用中のメールアドレスに対し、自動的に適用されます。
(4) リモートサポートプラス	1 契約	本サービスの契約の成立時に自動的に契約が成立します。 また、本サービスの契約の解除時に自動的に契約が解除されます。

2 前項に規定するサービスについては、本規約に定める規定のある場合を除き、当社が別に定める規定もしくはマカフィー株式会社の定めるソフトウェアの使用許諾条件などに準拠するものとしします。

(注) 当社が別に定める規定とは、光ファイバーアクセスサービス契約約款、e o 光【マンションタイプ】会員規約または e o 光【マンションタイプ】所属会員規約、リモートサポート利用規約、およびメールウイルスチェックサービス利用規約とし、以下同様とします。

第 3 章 契約

(契約の単位)

第 4 条 e o 光ネット 1 回線ごとに 1 のパック契約を締結します。

(注) e o 光ネットとは、光ファイバーアクセスサービス契約約款で規定される電気通信サービス(プラン 1 (e o 光ネット【ホームタイプ】)およびプラン 5 (e o 光ネット【メゾンタイプ】)に限ります)または e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約もしくは e o 光【マンションタイプ】所属会員規約で規定される e o 光ネット【マンションタイプ】の総称を指し、以下同様とします。

(利用申込をすることができる者の条件)

第 5 条 本サービスの利用申込をすることができる者は、当社が提供する e o 光ネットの契約者に限ります。ただし、当社が別に提供する e o スマートリンクプレミアムパックとは重複して利用することはできません。

(利用申込の方法)

第6条 本サービスを利用する場合は、当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。

(利用申込の承諾)

第7条 当社は、前条(利用申込の方法)による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点で本サービスの契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
- (2) 第5条(利用申込をすることができる者の条件)に規定する条件を満たさないとき。
- (3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(契約の解除)

第8条 本サービスの契約の解除を希望する場合には、当社所定の手続きに従うものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第9条 当社は、以下の各号に該当する場合には、本サービスの利用契約を抹消することがあります。

- (1) 契約者が、利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
- (2) 契約者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
- (3) 契約者が、第6条(利用申込の方法)に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (4) 契約者が、eo 光ネットの契約を解約された場合など、本サービスの利用または利用申込の条件を満たさなくなった場合。
- (5) その他、契約者として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。

2 当社は、前項の規定により利用登録を抹消しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第4章 料金

(利用料金)

第10条 本サービスに係る利用料金は、料金表(利用料金)に規定する料金を、当社が指定する期日までに当社所定の方法により毎月支払うものとします。

2 料金の課金開始日は、第7条（利用申込の承諾）に規定するバック契約の成立日が属する月（e o光ネットと同時申込の場合は、e o光ネットの開通日が属する月）の翌月1日とします。

3 契約終了月の利用料金は、月額の利用料金を支払うものとし、日割課金は行いません。

なお、第8条（契約の解除）または第9条（当社が行う利用契約の解除）の規定に基づき本サービスの契約解除が行われた後、第4条（提供するサービス）に規定する一部のサービスを継続して利用する場合の当該サービスに係る料金は、本サービス契約終了月の翌月より当社が別に定める規定の料金が適用されます。ただし、当社が別に提供する他のバックサービスとの契約移行などの過程で生じる個々のサービスの料金については、その手続きの態様などを勘案し、減額して適用する場合があります。

第5章 雑則

（分離性）

第11条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

（準拠法）

第12条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

（紛争の解決）

第13条 本規約の条項または、本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、契約者および当社の双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 協議による解決をはかることができない場合、本規約に関する紛争は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3 本条は本サービスの終了後も効力を有するものとします。

料 金 表

1 . 利用料金

月額

区 分	単 位	料金額
e o セキュリティーパッ ク料金	1 のパック契約ごとに	250 円 (税込額 270 円)

附 則

(実施期日)

この利用規約は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。
- 2 平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 4 月 1 日の間に、eo 光ネットの申し込みと同時に eo セキュリティーパックの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 30 年 9 月 30 日までに当社が両サービスの提供を開始した場合、eo セキュリティーパックの課金開始月から 12 ヶ月間において、料金表に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 2 日から実施します。
- 2 平成 30 年 4 月 2 日から平成 30 年 7 月 1 日の間に、eo 光ネットの申し込みと同時に eo セキュリティーパックの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 30 年 12 月 31 日までに当社が両サービスの提供を開始した場合、eo セキュリティーパックの課金開始月から 12 ヶ月間において、料金表に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 7 月 2 日から実施します。
- 2 平成 30 年 7 月 2 日から平成 30 年 8 月 31 日の間に、eo 光ネットの申し込みと同時に eo セキュリティーパックの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であって、平成 31 年 2 月 28 日までに当社が両サービスの提供を開始した場合、eo セキュリティーパックの課金開始月から 12 ヶ月間において、料金表に規定する額に代えて 0 円を適用します。